

コロナ患者労災申請低調 経路不明でも認定例周知に課題

業務中の新型コロナ感染で労災認定を受けたあとに、後遺症が続いて傷病補償年金を支給する事例が出てきた。ただ、コロナで労災が認められることへの認知が広がっていない可能性があり、医療関係者は周知する必要を訴える。

▼社会面参考

厚生労働省によると、コロナ感染に伴う労災は、8月末までに約21万件の申請があり、約20万件が支給された。だが、感染者は全数把握されていた5月までに3300万人超に上り、申請した人は、このうちの〇・6%程度にとどまる。

厚労省によると、業務が原因であることが明らかな場合のほか、感染経路がわ

からなくとも、複数の感染者がいる職場や利用客との接触が多い店などで働いて感染した可能性が強い場合も労災として認められる。過去には建設作業員がコロナに感染した同僚と同じ車に乗ったり、飲食店員が1日数十組を接客したりした事例で認められた。また、医師や看護師、介護職は業務外での感染が明らかな場合を除いて原則として認定されるといつ。

今年5月に、コロナが感染症法の5類に移行した後も同じ基準になつてゐる。労災が認められれば、治療費が全額支払われるほか、仕事を休んだ場合は4日目から賃金の8割相当を給付される。死亡時には遺族に補償金が支払われる。さらに治療から1年6ヶ月が経過しても症状が治らないと、傷病補償年金が受け取れる可能性がある。

コロナの後遺症外来を開くヒラハタクリニックの平畠光一院長は「後遺症で倦怠感などが続き、仕事を失う人もいる。経済的負担が大きくなり、労災保険はまさに『命綱』だ」と説明する。

仕事をしていた患者3480人のうち、後遺症の影響などで休職した人は146人、解雇されたり、退職したりした人は計368人以上つてゐるという。

「コロナ感染は収まらず『第9波』が到来している」とされており、労災申請について、さらなる周知が

必要だとしている。ただ、労災を申請しようとしても、勤務先が必要な証明を出すことをちぢめてしまうのか――

スもあるといふ。厚労省は、こうした場合は、まずは労基署に相談するように呼びかけている。(三浦博史)

傷病年金認定「ほつとした」



女性=22日、東京都千代田区
酸素ボンベを置いて会見に臨む

労災申請と年金支給の決定につながつたことで、今は会社を退職して自宅で療養生活を続けられている。女性は「認められてほつとしている」と語る。

(柏崎真司)